

鹿児島市社会福祉施設建設費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における民間社会福祉施設（以下「施設」という。）の整備を促進するため、本市の事業実施計画等に基づき、社会福祉法人等が行う施設の建設等の事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において当該社会福祉法人等に対し補助金を交付することについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、本市が国又は鹿児島県から次の第1号から第8号に掲げる要綱により補助金の交付決定若しくは内示、又は第9号の地方債を財源とする本市補助金の交付決定を受けた社会福祉法人等とする。

- (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号・厚生労働事務次官通知）
- (2) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱（昭和62年7月30日付け厚生労働省発健医第179号・厚生事務次官通知）
- (3) 地域介護・福祉空間整備等交付金交付要綱（平成18年2月3日付け厚生労働省発老第0203005号・厚生労働事務次官通知）
- (4) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱（平成24年7月17日付け厚生労働省発老0717第2号・厚生労働事務次官通知）
- (5) 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（平成20年6月12日付け厚生労働省発雇児第0612001号・厚生労働事務次官通知）
- (6) 障害者就労訓練設備等整備事業実施要綱（平成19年2月23日付け厚生労働省発障第0223001号・障害保健福祉部長通知）
- (7) 鹿児島県社会福祉施設等耐震化等整備事業に係る中核市補助金交付要綱（平成25年11月7日施行）
- (8) 鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金交付要綱（平成27年7月16日施行）
- (9) 平成22年度地方債同意等基準運用要綱（平成22年4月1日付け総財地第79号・総財公第34号・総財務第131号・総務副大臣通知）の中で、前第3号に規定する交付金のうち、平成18年度に一般財源化された交付金が対象としていた施設・設備整備事業費を対象とする地方債（施設整備事業（一般財源化分））

2 この要綱に規定する「社会福祉法人等」とは、次の各号に掲げる法人とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（施設を創設する場合にあっては、同法に基づく社会福祉法人を設立する見込みのあるものを含む。以下同じ。）

- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人（施設を創設する場合にあっては、同法に基づく公益法人を設立する見込みのあるものを含む。以下同じ）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (4) 日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に基づいて設立された日本赤十字社
- (5) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（認定子ども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。以下同じ。）
- (6) その他市長が認めるもの
（補助対象経費及び補助率等）

第3条 補助金の交付対象となる施設及び補助率については、別表のとおりとし、補助金の基準額、対象経費及び定員1人（1施設）当たりの基準単価については、厚生労働大臣又は鹿児島県知事が定める交付基準によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、別に補助額等を決定することができるものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第4条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、鹿児島市社会福祉施設建設費等補助金交付申請書（様式第1。以下「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請一覧表（様式第2）
- (2) 申請額（変更）算出内訳書（様式第3）
- (3) 事業（変更）計画書（様式第4）
- (4) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金交付申請書の提出期限は市長が指定する日とし、その提出部数は2部とする。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第6条第4項に規定する条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

- (3) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (4) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (5) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続の取扱いに準拠して行うこと。
- (6) 当該補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複してお年玉付き年賀葉書等寄付金配分金又は日本自転車振興会若しくは日本小型自動車振興会の補助金若しくは財団法人日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (7) **補助事業**を実施する場合は、下記の条件を補助事業者に示すものとする。

事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、市長が定める様式により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

民間事業者から仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付することがある。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 規則第6条第1項第1号の補助事業の内容変更等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分で20パーセントを超える増減
- (2) 補助事業の内容等の変更で、実施箇所、構造、規模、工法等に係る場合

2 前項に該当することとなった場合において、規則第6条第2項の規定による補助事業等変更承認申請を行うときは、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金の額に変更が生じないとき。
 - ア 変更後の事業計画書
 - イ 変更後の歳入歳出予算（見込）書抄本
- (2) 補助金の額に変更が生じるとき。
 - ア 申請額（変更）算出内訳書

イ 事業（変更）計画書

ウ 変更後の歳入歳出予算（見込）書抄本

3 市長は、前項の規定による補助事業の内容等の変更を承認する場合においては、当該申請に係る変更により補助金の額に変更が生じないときにあつては鹿児島市社会福祉施設建設費等補助事業変更承認通知書（様式第5）により、補助金の額に変更が生じるときにあつては鹿児島市社会福祉施設建設費等補助金交付変更決定通知書（様式第6）により補助事業者等に通知するものとする。

4 前条の規定は、前項の規定による補助金の交付変更決定について準用する。

（状況報告）

第7条 規則第12条の規定による状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 施設の整備に係る工事に着工したときは、鹿児島市社会福祉施設建設費等補助事業工事着工報告書（様式第7）により、工事に着工した日から10日以内に市長に報告するものとする。

(2) 工事進捗状況については、鹿児島市社会福祉施設建設費等補助事業工事進捗状況報告書（様式第8）により毎年12月末日現在の状況を翌月の10日までに市長に報告するものとする。

（事業の補助金交付決定前着手）

第8条 補助金の交付申請者が、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、鹿児島市社会福祉施設建設費等補助事業事前着手承認申請書（様式第9）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、鹿児島市社会福祉施設建設費等補助事業事前着手承認通知書（様式第10）により補助事業者等に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、規則第14条の規定により鹿児島市社会福祉施設建設費等補助事業実績報告書（様式第11）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 精算額一覧表（様式第12）

(2) 精算額内訳書（様式第13）

(3) 事業実績報告書（様式第14）

(4) 歳入歳出決算（見込）書抄本

(5) その他市長が必要と認める書類

2 規則第14条に定める補助事業等実績報告書の提出は、補助事業の完了の日（補助事業を廃止したときは、その承認を受けた日）から20日以内（当該期限が当該年度の末日を超える場合は、同日まで）とし、その提出部数は2部とする。

（補助金の概算払の請求等）

第10条 この補助金は、概算払により交付することができる。

2 補助金の概算払を受けた補助事業者等に係る実績報告書及び補助金の額の確定については、第9条及び規則第15条の規定を準用する。

(補助金の返還)

第11条 規則第19条第1項に該当することとなった場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合は、申請の内容を記載した書面に当該補助事業に係る補助金の目的を達成するため講じた措置、当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第23条第3号の規定により市長が定める財産の種類は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具とする。

(証拠書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年8月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年11月19日から施行し、平成9年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年7月21日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年8月16日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年9月10日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年2月10日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年12月24日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年3月28日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年8月7日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年3月6日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年9月22日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年3月19日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年7月16日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年10月14日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年11月7日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

別表（第3条関係）

施設の種類	設置根拠等	設置者	補助率等
1 保護施設 (1) 救護施設 (2) 更生施設 (3) 授産施設 (4) 宿所提供施設	生活保護法（昭和25年法律第144号）第41条	社会福祉法人 又は日本赤十字社	3 / 4
2 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	3 / 4
3 老人福祉施設等 (1) 認知症対応デイサービスセンター (2) 老人短期入所施設 (3) 養護老人ホーム (4) 特別養護老人ホーム (5) 軽費老人ホーム（A型、ケアハウス） (6) 認知症高齢者グループホーム (7) 小規模多機能型居宅介護拠点	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第2項 老人福祉法第15条第2項 老人福祉法第15条第4項 老人福祉法第15条第4項 老人福祉法第15条第5項 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2及び同法第115条の11 介護保険法第78条の2及び同法第115条の12	社会福祉法人、医療法人 又はその他市長が認めるもの 社会福祉法人 社会福祉法人 社会福祉法人 社会福祉法人、医療法人 又はその他市長が認めるもの 社会福祉法人、医療法人 又はその他市長が認めるもの	厚生労働大臣又は鹿児島県知事が定める額

<p>(8) 看護小規模多機能型居宅介護拠点</p>	<p>介護保険法第78条の2</p>	<p>の 社会福祉法人、医療法人 又はその他市長が認めるもの</p>	
<p>(9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護拠点</p>	<p>介護保険法第78条の2</p>	<p>の 社会福祉法人、医療法人 又はその他市長が認めるもの</p>	
<p>(10) 夜間対応型訪問介護ステーション</p>	<p>介護保険法第78条の2及び同法第115条の12</p>	<p>の 社会福祉法人、医療法人 又はその他市長が認めるもの</p>	
<p>(11) 介護老人保健施設</p>	<p>介護保険法第94条</p>	<p>の 社会福祉法人、医療法人 又はその他市長が認めるもの</p>	
<p>(12) 介護医療院</p>	<p>介護保険法第107条</p>	<p>の 社会福祉法人、医療法人 又はその他市長が認めるもの</p>	
<p>(13) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱に定める施設</p>	<p>平成18年5月29日付け老発第0529001号厚生労働省老健局長通知</p>	<p>の 社会福祉法人、医療法人 又はその他市長が認めるもの</p>	
<p>4 障害福祉サービス事業所等 (1) 障害福祉サービス事業所</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援</p>	<p>社会福祉法人、医療法</p>	<p>3 / 4</p>

(2) 障害者支援施設	<p>するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第79条第2項</p> <p>障害者総合支援法第83条第4項</p>	<p>人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人、NPO法人、営利法人等</p> <p>社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人等（医療法人を除く。）</p>	3 / 4
<p>5 身体障害者社会参加支援施設</p> <p>(1) 補装具製作施設</p> <p>(2) 盲導犬訓練施設</p> <p>(3) 視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第3項</p> <p>身体障害者福祉法第28条第3項</p> <p>身体障害者福祉法第28条第3項</p>	<p>社会福祉法人</p> <p>社会福祉法人</p> <p>社会福祉法人</p>	<p>3 / 4</p> <p>3 / 4</p> <p>3 / 4</p>
<p>6 児童福祉施設等</p> <p>(1) 助産施設</p> <p>(2) 母子生活支援施設</p>	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項</p> <p>児童福祉法第35条第4項</p>	<p>社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人</p> <p>社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人</p>	<p>3 / 4</p> <p>3 / 4</p>

(3) 保育所	児童福祉法第35条第4項	財団法人 社会福祉法人、学校法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人	3 / 4
(4) 児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人等	3 / 4
(5) 障害児通所支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	3 / 4
7 精神障害者退院支援施設	平成18年9月29日 付け厚生労働省告示第551号	社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人	3 / 4
8 福祉ホーム（既存施設を改修して転換する場合に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人	3 / 4
9 応急仮設施設	平成17年10月5日 付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知 又は平成20年6月12日 付け雇児発厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長	社会福祉法人、学校法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人	3 / 4

	通知		
10 その他の施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人	2 / 3 から 3 / 4